

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく栗東市職員措置請求の結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月27日

栗東市監査委員 井之口 秀行  
栗東市監査委員 田中 英樹

### 栗東市職員措置請求にかかる監査結果

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求の要旨（要約）

栗東市は、「りっとう子育て女性活躍応援BOOK」（以下「本件冊子」という。）を作成して市民に配布した。本件冊子は、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号。以下「法」という。）に違反するものであるから、作成に要した費用は、不当な支出に当たるため、次の3点の措置を求める。

- ①栗東市長野村昌弘は、栗東市に対して冊子作成にかかった費用を弁済すること。
- ②市民に対して、子育てが女性だけの役割でないことを伝える文書を配布するなど、しかるべき是正措置を講じること。
- ③こうした事件の再発防止のために、栗東市職員に対して男女共同参画についての研修を実施すること。

##### 【本請求の理由】

栗東市市長公室自治振興課（以下「自治振興課」という。）は、本件冊子の作成のために令和3年4月26日に15,000円及び令和3年5月6日に237,600円、合計252,600円を支出した。

自治振興課が作成した本件冊子は、「子育て」と「女性活躍」を一對のものとしており、「女性は子育てをしつつ活躍しなさい。それを行政は応援しています。」という情報を伝えるという意図が無かったとしても、これは「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」であり、それを啓発すべき行政が自らそれに気づかず市民に誤ったメッセージを送った事実からは逃れられない。

「男は仕事、女は仕事と家事、育児」という古い慣行を肯定するような冊子を作成し、配布したことは、法に違反している。

##### 2 請求人

住 所 栗東市  
氏 名

### 3 請求のあった日

令和3年7月30日

## 第2 請求書の受理

本件請求は、令和3年7月30日に提出され、同日受付け、令和3年8月5日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和3年8月18日に陳述の機会を設け、請求の趣旨を補足する陳述を受けた。

### 2 関係職員の事情聴取

本件冊子の作成、印刷に係る監査対象を自治振興課とし、令和3年8月23日に関係職員から事情聴取を行い、作成経過等の確認を実施した。

## 第4 監査の結果

### 1 監査の対象に係る違法性または不当性についての請求人の主張の要旨 主張する事実

(1)性別による固定的な役割分担等を反映して、本件冊子を見た者が子育ては女性の役割であると示唆する等、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことになり、男女共同参画社会の形成の阻害要因となるおそれがある。本件冊子は「子育て」と「女性活躍」を一對のものとして認識させる記載内容があり、市が「女性は子育てをしつつ活躍しなさい。それを行政は応援しています。」というような誤った情報を伝える、いわゆる「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」を抱かせることとなり、責任は重大である。

(2)栗東市が法の趣旨に則り「男女共同参画社会づくり」の視点から十分な検討をしないまま本件冊子を印刷、配布したことは、法に違反しており、本件冊子にかかる作成費用は違法不当な支出であり、それに要した費用を栗東市へ弁済すること。また、市民に対して、子育てが女性だけの役割でないことを伝える文書を配布するなど、しかるべき是正措置を講じること。

(3)栗東市は、このような事件の再発防止対策として、「男女共同参画社会」づくりについての職員研修を実施すること。

## 2 監査対象機関に対する監査の実施により確認された事実関係

監査の対象となった本件冊子の作成、印刷、配布について、監査対象機関である自治振興課に対する監査を実施するとともに、職員から事情を聴取した結果、以下の事実関係が確認された。

### (1)本件冊子の作成趣旨・内容

本件冊子については、子育て世代の声を反映し、地域住民が実施する多様な形態の子育て支援活動を紹介し、身近な地域での活動を知ることにより、人がつながり、安心・安全の子育てを目指すものであり、市内における子育てや、社会生活、自分自身のライフプランにおいて、多様な選択肢を選んでいただけるような情報を提供することを目的として作成されたものである。

本件冊子は、子育てと女性活躍を両輪として応援するもので、様々な視点に立った内容となっており、市が取材を行い、公的サービス以外の保育、子育てに関する相談場所、子育て支援情報の提供等の内容が掲載されている。

### (2)本件冊子の作成意義について

本件冊子は、子育て応援をしている場所を市民に広く周知し、女性だけでなく、男性、老若男女を問わず参画できる活動内容が紹介されている。男女共同参画社会の形成については、法第2条第1号に定義されており、活動に参画することは、自らの意思によって自らが主体的に選択するものであり、強要、強制されるものではない。本件冊子の作成については、男女共同参画社会の形成に関する諸問題について検討、協議し、総合的施策を推進するための有識者、企業代表、関係団体代表等の外部委員により組織された栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会に報告し、特に意見はなかった。

### (3)本件冊子に紹介されている団体、店舗、事業所等の掲載にかかる選定について

令和元年度に実施した市民アンケートの結果から、子育て期の女性の就労率が低いということが明らかになり、栗東市の特性に併せた施策を推進するため本件冊子を作成したものである。紹介している団体、店舗、事業所等の掲載にかかる選定については、市内で活動されているところに加え、女性関連団体を通じて照会をかける等して、女性ならではの問題意識を持って活動されているところやこれからの子育てを応援したいという方の活動も紹介している。

### (4)滋賀県の補助事業である女性活躍事業について

本件冊子の作成に当たっては、滋賀県の自治振興交付金（提案事業）を利用し、子どもを育み、若者が本市にとどまるまちづくりを目指し、各家庭の子育て応援と女性活躍をセットで紹介したものである。これは本市の特性に合った施策として位置付け、法に整合したのものとして補助金交付申請を行い、滋賀県に認められたものである。

### (5)配布対象について

市内の保育園、幼稚園等の保護者、児童館等の一般の児童関連施設やコミュニティセンターにおいて配布されており、子育てをしている母親、女性に限定して配布されていない。

#### (6)作成に係る費用

作成に係る費用の支出事務は、適正に執行されている。

### 3 判断

以上を踏まえ、本措置請求①の本件冊子の作成にかかった費用が違法不当な支出に当たるのかどうか判断する。なお、請求人が求める措置のうち、②及び③については、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に該当しないため監査の対象外とした。

公的な広報は、市民に対して誤ったメッセージを与えることのないよう、行政として注意を払わなければならないことは事実である。そこで、本件冊子の内容が「男は仕事、女は仕事と家事・育児」という性別による固定的な役割分担を肯定したかのようなものであるかどうか問題となる。

男女共同参画社会とは、法第2条第1号に「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とある。女性も男性も、母親も父親も、等しく子育てに関わらなければならないことは当然である。しかしながら、主として幼少期において、母親が子育てに中心的に関わらざるを得ない場面や時期があり、その結果として子育て期における女性の就労等の社会参加に一定の制限が生じることが事実としてあり、さらに、栗東市においては、子育て期の女性の就労率が全国、他市に比べて低いという現状も存する。行政は、そうした子育て期の女性において男性と比べてハンデとなる部分があるならば、これに対して一定の施策を講じて支援を行うことが当然の責務である。一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できるよう、このような支援を行うことは、請求人が言う偏見を助長するものではなく、むしろ男女共同参画社会実現に向けた積極的な取り組みと評価できる。子育てと女性活躍の関係は、決して切り離せるものではなく、密接に関係しているものであり、積極的に女性を支援すること、女性の子育てを応援することが、実質的な男女の平等、男女共同参画社会の推進につながっていくものとなる。

本件冊子は、「男女共同参画社会づくり」の視点に立って十分検討の上作成されており、その内容を見ると、様々な視点から子育て中の女性や男性に向けて情報発信がなされている。したがって、その内容は、「女は仕事と家事・育児」という誤ったメッセージを発していることにはならず、請求人が指摘するような男女共同参画社会の形成を阻害するようなものとは認められない。

よって、本件冊子の作成等にかかった費用が違法不当な支出には当たらないと判断する。

### 第5 結論

以上の判断により、本件請求は理由がないものとして、これを棄却し、その余については住民監査請求の法定要件を欠くことから、これを却下する。